

平成18年度第1回協働支援会議

平成18年4月7日午後2時00分

区役所本庁舎6階第3委員会室

出席者 久塚委員、宇都木委員、鈴木委員、伊藤（清）委員、小原委員、伊藤（圭）委員
中山区長、野口地域文化部長

事務局（河原地域調整課長、寺尾コミュニティ係主査、梅本主任、鈴木（浩）主任）

事務局（河原課長） 定刻になりましたので、平成18年度第1回新宿区協働支援会議を始めさせていただきます。

まず、早速でございますけれども、区長の中山からごあいさつをさせていただきます。

中山区長 皆さん、こんにちは。区長の中山弘子です。本日は、平成18年度の第1回目の協働支援会議でございます。開会に当たりましてごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、本当にご多忙のところ、協働支援会議委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。また、先日は、協働事業評価制度と協働事業提案制度の報告書をいただきまして、ありがとうございます。改めて御礼申し上げます。ご審議いただいた内容は、早速、本年度からそれを反映させて、スタートさせていただきます。今後も、区政を支える中心的な事業になるように私ども取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、今年度の会議では、昨年に引き続きまして、協働推進基金を活用したNPO活動資金助成の審査を初め、区民の皆さんやNPO事業者の方々と区との協働を推進する過程で生じるさまざまな問題に対して協議をしていただき、ご意見をいただくということになります。そしてまた今年度は、報告書でご提出いただいた「協働事業提案制度」については、NPO等からご提案いただいた内容について委員の皆さんに審査をお願いすることと、また、「協働事業評価制度」につきましても、17年度の各事業について協働の視点から評価をお願いしたいと思います。今年度の会議の審議内容が質・量ともに大変大きくなってきていますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

区では、前にもお伝えしたかと思いますが、各特別出張所の管内ごとに区民やNPOや事業者の皆様の区政参画の場として、また地域問題を解決していく場ということで、昨年の10月に各地区に地区協議会を立ち上げて、現在活動が始まっています。また、新宿区の基本構想の見直しと基本計画、また都市マスタープランの策定に当たりまして、大規模な区民参画でこの計画策定を行っていくというようなことで、新宿区民会議というのを、

今活動を開始しておりますけれども、これについては6つの分科会で、昨年の6月から議論を重ねてきて8カ月を経たということで、先日、2月ですけれども、中間報告が行われました。

実はこの区民会議は100人規模のということで募集を行いました、長い間活動していく中で100人規模というのは、200人の方においでいただかないと100人規模の議論はできないだろうなということで、多くの方をということで、私も地域を回りまして、多くの皆さんに呼びかけをしたのですけれども、大変うれしいことに376名の方にご応募いただいて、現在、約半数の方々が常時活動しているというふうなことで、今、新宿区民会議としての基本構想の見直しと新基本計画、それから新都市マスタープランの策定についてのご協議をいただいておりますことをとてもうれしく思っております。この委員の皆さんにもご参加いただいていることをとてもありがたく思っております。

この区民会議からは6月に提言をいただくことになっています。そのような形で、今、区は、いわゆるかたい言葉で言えば、住民自治を拡充していくということが、私たちが今直面している私たちの地域課題というのを考えると、どうしても必要だというふうなことで、こういった仕組みをつくってきていますけれども、この仕組みというのは、この協働支援会議の中で新しい地域の担い手をつくっていくということ、とまさにつながっていることであると思っております。そうしたことで、区ではそういった「みんなでまちを担う仕組み」としての自治のあり方ということをいろいろと議論していきたいと思っておりますけれども、その大きな担い手であるNPO等、こういった区と協働を進める主体的な担い手をぜひ育てていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、区が目指しておりますのは、今、いろんな形でお話ししておりますのは、今の安全・安心というのを基礎的なベースに置きながら、私たちの地域における活動、暮らしやすさであるとか、にぎわいや文化性といったような、そういった地域で、一言で言えば、区ではそれを「歩きたくなるまち新宿～持続可能な都市を目指して～」というようなことで言っていますけれども、「持続可能な」ということをどういうふうに考えていくかというのは非常に重要であると思っております。そういう意味では、今後のまちづくりのあり方というのを、私たちの今まで前提としてきた社会制度がいろんな意味で制度疲労を起こしている。それは、少子高齢社会であるとか人口減少社会という中で直面していることということ、現実を見据えて多くの人たちが担い手になっていく社会づくりというようなこと。それから、豊かになったということを実際にプラスイメージとしてとらえられるような、

そういったまちづくりというのはやはり、それぞれが参画して担い手になるまちづくりでなければできないだろう、そんな思いでこの協働支援会議についても期待をしているところです。

そして、現在の新宿区の登録NPOの登録数が42団体になったという中で、さまざまな場において意見交換を重ねて、それで顔が見える関係というのをつくっていくという意味で、ネットワークづくりということを目指しておりますけれども、これについてもお互い顔が見える関係というのが幾つか出て大きくなってきておりますし、皆様からご提案いただいた協働事業提案制度というものについても、こういったことが導入されることによって、NPOの皆さんなどの多様な主体と区との協働というのが今まで以上に確立していくのではないかとこのように期待しております。

そして、登録NPOの会議体である、仮称ですけれども、「NPO新宿ネットワーク」の設立に向けての準備を進めているということで、今年度、これが立ち上がることでNPO同士のネットワークが深まって、団体同士の活動が活性化されるとともに、地域課題に対する取り組みもより進んでいくのではないかと期待をしているところです。

それから、今年の10月に開催する大新宿区まつりの一環のふれあいフェスタにおきましても、新宿区登録NPOのブースの出店が2年目を迎えるというようなことで、多くのNPOの皆さんに参加をいただいて、NPO同士の交流を深めて、さまざまな分野で結びつきを強めていただけるような、そういった場も、これから区としても皆さんのご意見をいただきながら十分つくっていききたいと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、私自身もNPOの皆さんや地域で活動する区民の皆さんとの意見交換を重ねて、自治体としての持続可能な都市・新宿というものを担う担い手づくり、そういう意味での担う仕組みでありますとか、そういったことを十分議論しながら今年も力を尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は新しい年度の第1回目ということで、またこのように力を貸していただけますことに御礼申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、委嘱状の交付に移りたいと思います。小原委員につきましては、若干おくれるというご連絡が入っておりますので、後ほど交付したいと思います。

中山区長 委嘱状。久塚純一様。新宿区協働支援会議委員を委嘱します。期間、平成1

8年4月7日から平成19年3月31日まで。平成18年4月7日、新宿区長、中山弘子。
どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

(委嘱状授与)

中山区長 委嘱状。伊藤圭子様。以下同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状授与)

中山区長 委嘱状。伊藤清和様。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状授与)

中山区長 委嘱状。鈴木歩様。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状授与)

中山区長 委嘱状。宇都木法男様。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状授与)

事務局 ありがとうございます。

ちょうど小原委員が今見えられてタイミングが合いましたので。

中山区長 委嘱状。小原聖子様。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状授与)

事務局 これにて委嘱状の交付を無事に終えることができました。ありがとうございます。
した。

皆様お顔をご存じの方も多いと思いますけれども、委員の方でかわった方もいらっしゃいますので、続きまして委員の自己紹介をお願いしたいと思います。

久塚委員 初めての方だけ自己紹介を……(笑)。ほかの委員の方は、また一緒になったなという感じかもしれませんが、早稲田大学の久塚と言います。よろしくお願ひします。

久塚委員 先ほど中山区長さんからのごあいさつの中にあつたように、「市民自治の広がり」という言葉を使われたと思いますが、そういうことに私自身が以前から関心があつて、そういう考え方や発言というのが、私の専門である社会保障、社会福祉でいうと、4～5年前までは行政の下請、あるいは安上がり福祉の代名詞のように言われていたのですが、まだせめぎ合いはありますけれども、ようやくこの1～2年、協働ということを含めて、市民自治なり、あるいはパートナーシップということで少し考え方が進んできたような気がします。しかし、その中にどういう仕組みを入れ込むことによって本当にそれが内実を持ったいいものになるためには、やらなければいけない、あるいは制度化しなければいけないことがまだまだあるんだろうなというふうに考えています。

先ほど委嘱状をいただきましたが、今年のスケジュールを見ると、かなりたくさんのお仕事が待っているなという気がいたしますので、一委員として皆様方とまた本年もよろしく仕事をさせていただければというふうに考えています。よろしくお願いいたします。

伊藤（圭）委員 初めまして。伊藤圭子と申します。新宿区の社会福祉協議会で4月より芦沢の後任ということでボランティアセンターの課長になりました。それで私自身は、福祉公社の設立当初に入りまして、それで在宅サービス関係が長くて、ボランティアセンターというところが初めてですので、今ちょっと右も左もわからない状況です。いろいろ教えてもらいながら頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

伊藤（清）委員 富士ゼロックス東京の伊藤でございます。去年度までは、3月31日までは東京ゼロックスといていたのですが、富士ゼロックスになりました。今期で3期目になりますけれども、先ほど区長よりありましたように、この協働をやり始めてから新宿区のいろんなことにかかわりを持ってきました。先ほど言った区民会議もそうですし、地区協議会とか、先ほどありましたNPOのネットワーク、ここは協働支援会議のほうからオブザーバーという形で関わっており、これから設立されるのですけれども、その過程をずっと見てきています。

それと、先ほど言いました区民会議、地区協議会では、市民の皆さんとお話し合いをしていく中で、今私たちがやっている協働支援のものと、それから提案制度、そこら辺のものがまだ皆さんあまり理解されていないので、市民の皆さんが理解されて、どんな形で自分たちがかわれるのかというようなことをこれから考えていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

宇都木委員 NPO事業サポートセンターの宇都木と言います。よろしくお願いいたします。

区長さんのお話にも、久塚先生のお話の中にもあったのですけれども、参加協働の形態とか姿とかではなくて、それを構成する、いわば主体となる市民、あるいは市民活動、もっと具体的に言えばNPOとかなんだろうが、そういうところの協働事業のパートナーとしてのあり方というか、事業体としてのあり方というのを少し今年のテーマの中に入れないとちょっと具合が悪いんじゃないかと思うように最近特になってまいりました。

それは、あまりにも参加協働ということがずらずらずらずとやられちゃって、当事者が参加をして主体となることなのですけれども、その当事者が今のところ市民ということで、実際にどういう格好で担っていったって主体になっていくのかということがなかなかわからない。今の区長さんからお話から言うと、登録NPO団体42と言うのですが、4

2 ぐらいだったら参加目標もないですね。新宿区民30何万ですか？

中山区長 約30万人です。

宇都木委員 そうすると、まちづくりですから、市民自治の拡大というのは、形としてはいろんなかわり方があるのでしょうかけれども、とりあえず市民活動をまちづくりに参加していく、新しい、区長さんの言葉で言えば「持続可能な地域社会をどうつくっていくか」という、そこにどういふかわり方、参画のさせ方をするのかというのは、ある意味で協働事業のやり方の基準でもあるのではないかと思うんですよね。だから、単なるパートナーじゃなくて、その担うパートナーのあり方の問題も含めてやらないと、なかなか難しいのではないかなというふうに思うのです。今、実際にやられているのは、平たく言えばほとんど下請けですよ。まあ、NPOも悪いですよ。力がないものだから、お金をつくって、腹のすいた魚みたいにすぐ飛びついちゃって、1年たっただめになり、また代わりが出てきてという、そういうのを繰り返しているものですから、いつになっても主体が形成できない。そのところをどうするかということ、ある程度少し中期的な展望に立った体制づくりを考えないと、協働もやがてはしぼんでしまって、何かわけがわからなくなってしまわないかということになりかねないので、そんなところを少し議論するような、そういうテーマを中に含みながら、今年1年間やっていけたらいいなというふうに思いました。これは私の感想です。やってくださいということではなくて感想ですから。

以上です。よろしく。

小原委員 小原聖子です。おくれまして申しわけありませんでした。この会議の前の協働推進計画策定委員のときから公募で参加させていただいています。現在は、区との協働モデル事業「ゆったりーの」という施設の運営に携わっておりますのと、それから、区民会議の第1分科会、それから笹笥町地区協議会にも参加させていただいております。先ほど宇都木さんがおっしゃったように、理想と現実とといいますか、協働というのはなかなか難しいなというふうに思っております、今年度は支援される側というか、実践する側に徹しようかなと思ったのですが、もう1年ということをお願いされまして、ちょっと話が難しくついていくのがやっとなのですけれども、もう1年どうぞよろしく願いいたします。

鈴木委員 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

シーズは1994年に設立されたNPO団体で、1998年の特定非営利活動促進法、

2001年の認定NPO法人制度成立に当たりまして、市民の皆さんの意見を一緒に取り入れながら実現してきた団体です。2003年に両制度とも改正をいたしまして、まだまだ至らない部分はあるのですけれども、ようやく制度が広まってきたかなという感想を持っているところです。その改正を目指しつつも、まだNPOを見渡してみますと、2万6,000ある中で、収入の規模が年間1,000万円以下のところが3分の2以上であったりとか、スタッフの数というのは常勤で1人いればいいほうというような状態であったりとか、まだまだ足腰が強いという状態にはなかなかいないのが現状なのかなというふうに思っています。

法律をつくる時分から、私、シーズにずっとおりましたので、こういうNPOが育っていくのを見られないのを見るにつけ、ちょっと歯がゆくも悲しくも、でも、数はふえているし、ちょっとうれしいような、この時代にとっても大変ななかで何かうれしいなと思いつつ、ただ、もうちょっと制度を使うものもうまく使えるようになりつつ、また回りの皆さんも会費だとか寄附だとかでNPOに参加していけるような、それを通じて社会全体がちょっとずつよくなっていくような、そういう仕組み、制度づくりに携わっていただけたらと思います。

協働ですとか、NPO自身のフォローアップ、そういった取り組みにもかかわっておりまして、ちょっとだけ宣伝なりますけれども、さっき先にいらっしゃった方にはお渡ししたのですけれども、つい先日、1週間ぐらい前なのですが、「エイユウクラブ」というのを発行いたしました。これはまだ試みで、1回限りになってしまうかもしれないのですが、「社会投資家になろう」ということで、ちょっとだけでもお金とか時間とかこういうのに使ってもらうことでNPOにもかかわって、社会全体とのかかわりを持ってもらえたらという試みで出したものなので、あとで皆様にもお配りできたらと思います。

事務局 自己紹介、どうもありがとうございました。

本日の議事に入る前に、区長も時間がとれてございますので、式次第にありますとおり、お時間としては20分ほどになりますけれども、ぜひ区長との懇談を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

久塚委員 宇都木さんが本質にかかわるような発言をされたと思うのですが、登録団体の数がどれぐらいかということはさておいて、この委員会のメンバーの中でも3年、あるいは小原さんは4年目に入ったと思いますが、そもそも協働ということは何だろうという議論はずっと継続して常にあったんですよね。何となく制度ができ上がってくると、

それが進んできたようなイメージはあるのだけれども、それぞれの委員のお気持ちの中には、内容は少しずつ違うでしょうけれども、何か置き忘れているのではないかというような気持ちはあるんじゃないかなと。

中山区長 多分そうなのですね。

久塚委員 ですから、本年度、会議を6回か7回かさせていただく中で、具体的には審査であるとか、評価であるとか、提案であるということなのでしょうけれども、その中に、先ほど宇都木委員がおっしゃったようなことが、できるだけ具体的な場面で、形式的な流れになるのではなくて、協働とか市民自治というのは一体何かということの基本に据えた評価とか参加の仕方が実現するようなそれぞれのルーティンの仕事になればいいなというふうに私自身は思っているんですね。

中山区長 そうですね。

久塚委員 ただ、新たに議題として起こすのはなかなかそれだけで……。

中山区長 私、ちょっといいですか。感想だけ。

私はこう思っているのですよ。例えば、今、地域の中がいろいろあるのは当たり前だなと思っているのですね。それはどういうことかということ、日本の社会は明治以降、ある意味で言えば、これまで公共的なことというのは別に官だけが担うものではなかったにもかかわらず、公共的なことについては官がやるよ、だから官が独占してやるぞと言って、それでずっとやってきている中で、今、いろんな意味で、今まで私たちが持ってきた社会制度の前提としたところが大きく、例えば人口減少社会なので人口は増えるものだという前提でいろんな制度がつくられてきたり、変わってきている中で、制度疲労が起きて、じゃあどうしようと。そのとき公共というのが何かと。公共というのは別に官だけに任せておくことではなくて、自分自身のことなのだというところに立っていけば、確かに今まで官がやっていたことを今度は、やらされるというのか、やっているということ、下請みたいない気分になったりもすると思うのかもしれないけれども、私はちょっと違うんじゃないかなと思うんですね。

ですから、公共って何だろうと考えたときに、その公共的なことを行政がどうしても担う、制度をつくるとかいろんな部分があると思います。そうでなくて、お互いの地域の中でみんなが公共的なところにかかわって、だれかの役にたったり、地域の役に立てるということを喜び合えるような、そういう担い手に本来はなっていくことが必要なんじゃないかと私は思っているんです。ですから、あまり、協働って何だろうとかというよりも、ど

のようにやれば、みんなが納得できたり、それから効果的であるかと考えていくということのほうが大事で。だから、1つひとつつくっていくことかなと思うのですね。でも、今まで官が公共を独占してやってきた中で、お互いに鏡に映った己が姿というか、「よらしむべし知らしむべからず」というようなことでやって、ちゃんとよきことをやってやるんだから文句言うなというようなところと、預けちゃったほうが楽だという、お互いに鏡に映ったお互いの姿というところからなかなか抜け切れないところを、本当にこの半世紀くらい、もっと前からかわかりませんが、私は行政にかかわってきたので、ずっとそういうところから市民参加であるとか、いろんなことが言われながら、でも、不十分なままであったけれども、私はもっと希望を持っているのですけれども、かなり一步一步進んできて、お互いに今までの依存した関係からお互いに自立して、それでやるべきことをちゃんとやっていくという関係をどうつくっていくかということかなと思っているんです。それは、国と都道府県と基礎的自治体の関係でも同じ部分があって、今までの枠組みの中にあっただろうが楽な部分があるのですけれども、そのままうまくいなくなっているし、自分たちのことを自分たちで決めて、責任を負ってやっていくということは、こんなに気持ちがいいことなのかというのを、やはりやってみた方たちは感じているんじゃないかなと思うのですね。そのかわり、これはおかしいなと思うような、例えば行政の明らかに下請になっているようなところというのはやはり文句を言って、「違うのじゃないですか」ということでやっていかないと、形だけ整えていくということになってしまうかなと思いますけれども。だから、そういう意味では、お互いにどう自立したものを確立しながら、互いに支え合える関係というものを地域の中につくっていくかということかなという気がします。

久塚委員 議長さんが決まっていなくて……。

宇都木さん、何か一生懸命メモをとっていたようだけれども……。

宇都木委員 感心して、そうだなと思って……（笑）

例えば、今度の介護保険法改悪で「改悪」と言っちゃいけない。僕らから言うと改悪なのですけれども、介護事業に参入しているNPOが約4分の1ぐらいつぶれるだろうと思っているのですね。「甘い」という人もいますけれども、つまり、それは要支援と要介護1を担っているところなのですよ。ここは金にならないものだから民間業者は入ってこない。だけれども、介護が必要な人たちがいるから、それを市民活動として補ってきたわけですね。それをNPOが担っているのですね。これが介護保険の適用除外になるものだから、

ここで事業をしている人たちは、つまり事業が打ち切りになるわけです。そうすると、新しいサービスを考えなきゃいけない。しかし、要支援、要介護1の人たちが、じゃあ、介護や介助が要らなくなったかというところではないのです。やはり保険制度が変わったからその人たちが急に元気になるわけではなくて、やはりそれはあるのですよね。ただ、お金にならないというだけなのです。でも、あるのだから、じゃあ、本当に安心して生活できる地域だとか社会だとかということを考えてすれば、だれが安心して生活できる、だれがそういうことを考えているのか、だれが思っているのか、だれが望んでいるのかといったら、そこに生活している私であり、隣のおじいちゃんであり、向かいのおばあちゃんですよね。だとすれば、そこにそういった人たちがいるのだから、その地域全体でその人たちを支えていこうというのが、今これから出るNPOは、要支援、要介護1の対象になっている人たちを、今度はその人たちが長く住み続けてよかったねという地域を自分たちでつくろうということにしないといけない。

私のことで言ったら申しわけないのですが、私も今、私が住んでいるところで始めようと思ってやっているのです。つまり、モデルになるのは、私のところは医療請求をやっていまして、組合員が1万2,000人ぐらいいて、出資金が5億円ぐらいあるのですよ。診療所が2つあって、訪問ステーションだとかという訪問系が3つあって、年間8億円になるのですけれども、医療だけじゃ赤字です。もうもたない。これだけ診療費が下がってくると。

じゃあ、どうするかというと、点数の高い在宅介護に行くわけです。在宅介護というのは、また大変なのですよ、フォローしなきゃいけませんから。そうすると、そっちのステーションを在宅看護、訪問看護事業だとかというのをいっぱいつくって、それだけでは足りないんで、結局そこはその地域の人たちがボランティアで支えるという、それで初めて安心して生活できる地域になるのですね。

つまり、区長さんの言われる市民自治の拡大というのは、そこに住んでいる人たちが自分たちの生活を守るために必要なものとして、言葉を変えれば「市民自治」かもしれないけれども、生活者にとって必要なものを自分たちが担うということが、今、市民参加であり、それに足りない部分を補ってくれることが協働事業であり、そういうことを推進することが協働事業だと思うのですね。だから、だれにとっての法律であり、だれにとっての公共なのか、それをだれが担うのか、だれかが担わなきゃしょうがないわけで、そういうふうな組み立て方を少し変えていかなければいけないのだろうと思うのです。そこになけ

れば、その主体を担うところをつくる。つまり、今の我々の言葉で言えば、支え合いだとか助け合いだとかということじゃないですか。それは別に任意団体でもできるわけです。しかし、団体にしないとだれかが責任持ってやらなくてははいけませんから、そういう意味では任意団体でいいのです。やがてNPOにしてもいいのですけれども、そういうことをつくっていくその主体を担う中心になるような人たちをどうやって育てていくかというのが、ここで言う協働事業の中心の1つにならないといけないと思うのです。そういう視点で協働事業というのを考え、協働提案ということについても考える。つまり、事業だけが目的化してしまったらうまくいかなと思うんですね。

中山区長 ええ、そう思いますね。

宇都木委員 そういう意味で、人材育成も含めてやっていくという、そういうところまで踏み込んでいかないと、きっと区長さんが言われたことは途中でとまってしまうだろうと思うんです。だから、そういうことが少し議論されないと。もちろん、とっくの昔にそんなことは行政の中でも議論されているのだけれども、市民との間の共通テーブルがないから、ここで共通テーブルをつくって、お互いにそのところに向かっていくべき共通の目標というものをつくり出していくというのが大事ではないかと思います。そんなことでやっていかせていただきたいと思います。

中山区長 今、宇都木委員や久塚先生がおっしゃられたように、いわゆる事業を審査していくときに、協働の視点とか参画の視点というのをどういうふうに見るかというようなところにかかわってくるのかなと思いますね。

久塚委員 ですから、さまざまなNPOが審査にかかるようなプレゼンテーションをしたり、資料を出してくれると思うのですが、その審査のときに、それぞれの委員のお考えがあるでしょうけれども、市民自治とか協働というふうに考えたときのそれぞれの委員の点数の出し方なり最終的な結論の出し方というのは、その具体的なバージョンということになるんでしょうね、多分ね。非常に難しいことだと思うのですけれども。

中山区長 そうですね。それから、ある意味で物差しを変えていかななくちゃいけない部分もありますからね。

久塚委員 と思いますね。

宇都木委員 だから、それを社会、地域なら地域にメッセージするということが大事だと思うのです。これからはこういうことで考えようというような.....。

中山区長 そうです。というのは、例えば介護保険の介護保険料。新宿区は昨年度の平

均的な、いわゆる真ん中の介護保険料が3,300円だったのを4,300円で1,000円アップしたのです。これもかなり厳しいです。1,000円アップした中でうまくいくかといったら、予測から見るとかなり厳しい。私は最初、それをもっと上げるという事務方の積み上がってきた案だったのですが、今度は払うほうが払い切れない部分が出てくるだろう。だから、地域に出て皆さんに説明をして、それで1,000円アップというところでおさめたのですけれども、1,000円アップでおさめるということはどういうことかといったら、サービスの量がその範囲の中でおさまる範囲ということなのです。ですから、だれかに全部任せておけば、サービスとかが出てくるのではなくて、自分たちが費用負担をし、そして納得したところでどうやっていくかということの責任を持った主体に区民自身も、行政が今まで例えば同じ分量の情報量をお互いに持ちながらやっていきましょう、どの範囲でやっていこうとか、そういうことを合意形成していくということが非常に重要だと思うのです。

久塚委員　すごく時間のかかることだとは思いますが。

中山区長　ええ。思うのですけれども。

久塚委員　社会的な費用を使うわけですよね。その社会的なというのは、打出の小槌じゃなくて、自分たちが保険料であるとか税金で出しているものを、自分がその一員である社会の中の社会的な問題、いわゆる公共的な問題というのを、従来は、役所が「これが問題だよ」というふうなものだけが公共的な事柄のように考えられてきたけれども、実はそうではなくて、随分広いところにまで、私たちの私的な部分も、よくよく考えてみれば、それは私的なことじゃなくて社会的なことだと変わることはいくらでもある。それもそこに公費を使うのではなくて、自分はどうするのか、一員としてということになってくるけれども、それはとてもじゃないけれども、この6人の委員が、一生懸命汗かくだけじゃ無理なので、いろんなところでそれぞれ日常的に活動されておられることを通して進めていく必要があるんだろうなと思います。

今年のスケジュールの中で、今言ったことというか、今年度の第1回目で幾つかの発現の中で重要なポイントがあったと思うので、それを目指していければなというふうに思いますが、皆さん忙しいので大変だと思う。

小原委員　かなりボリュームをアップして……。

中山区長　それから、新宿区がこのまちをみんなで担う仕組みをつくらうというのは、ここはNPO等の新たな、多様な主体の中の、これまで地域の中を担っていた主体である

例えば町会であるとか、いろんな子どもたちのことをしている育成会とか、そういうのも大事にしながら、新たな主体であるNPOにも区としては大変な期待を持っていますと。そういう思いなのですね。ですから、地区協議会には、先ほど伊藤さんが地区協議会のメンバーにもなっていたというお話がありましたけれども、新宿というまちにとってはいわゆる事業者の方も大きな担い手であるということで、伊藤さんも出ていただいていますし、いわゆる商店街の人たちや東京ガスみたいなインフラ事業者とか、そういう人も一定のまちのいろんな公共的なところにかかわっているという自覚を持ちながら出てきていただいたりしています。

ですから、まずはそういうところで話をしていくことなのですから、私は分権というのは何かと云ったら、現場に近いところで物事を解決できるということのほうが非常に効率的で効果的だと思っています。

それはどういうことか云ったら、現場を信じて、現場で解決できるのに適した課題というのがたくさんあるはずだと思うのです。そういう意味では、将来的には地区協議会にその地域の中で解決してもらえそうな予算も、そういうことが担える時期になったら、そういったものの予算はおろしていてもいいかなと、そういう将来像も持ちながら、今はそこでいろいろな地域の課題を解決していくというような1つの話し合いというレベルになっているわけですから、そういったことをやはり具体的な担い手にどうそれぞれがなっていくか。

でも、人の暮らして忙しいので、そういったことをこういうところが動いているからこそ地域がうまくいっているんだというような多くの人たちが想像力を持っておいていただければ、そこにかかわらないから担い手じゃないんだということではないと。そういうふうに思っています。

宇都木委員 区長さんも選挙があるから言いづらいかもしれないけれども(笑) 全国規模で言うと60歳以上4,000万人いるのです。平均的なところで言えば、人口の30%ぐらいが65歳以上の人が住むまちになるわけでしょう。だれも面倒見てくださいな。そんな大きな割合になってしまったら。一方、15%ぐらいが学生だとかいて、あとは50%そこそこぐらいが働き手であるわけです。それが両方を面倒見るわけですから。そんなこと無理ですよ。だから、本当に自分たちが住みやすいまちをつくりたいと思ったら、そういう人たちは自分たちが担わないとだめだということを理解しないと。

中山区長 私はそれをいつも言っているのです。地域に出て。

宇都木委員　そこで足りないものがあつたら言ってくださいと。そうでもなかったらだめだよと、みんなが言わないと。

中山区長　本当にそうだと思いますよ。ですから、「何でも行政に言ってください。お受けします。」という時代ではなくて、それは行政の側も悪かったのですよ。みんなが本当だったら自分たちで自助共助してやっていたところを、「お任せください。そのかわり文句を言うな」と言って、高度成長のときには、ある意味では、お金も持っていて、ばらまけて、そういうことで公共を独占しようとしたところがあつたわけですから。ただ、それはお互い様というところがあつて。でも、一番まずいのは、責任を持つ主体としてそれぞれが確立できてないというところの弱さがあるので。でも、それはそう簡単にできることではありませんから、時間をかけながらいろんな仕掛けをつくりながら、それぞれが責任主体になるということ。でも、私は、団塊の世代が戻ってきたり、今、みんなかなり元気なんですよね。そういう中で、希望はプラス思考で行こうと思っているのですけれども。

それと、世代間の不公平が今の制度成形のもとではありすぎるのですよね。皆さんにその現実をよく知ってもらうことが大事で、お年寄りが何でもただがよいというのはとんでもないと思っています。

事務局　それでは、今日は審議事項もたくさんございますので、懇談会は以上とさせていただきます。

中山区長　実は皆さん方の活動に、新たな主体を、非常に能力を持って、意識も高い、そういう主体になり得るところであるという思いを持って期待をしているものですから、ぜひそういったところを育て、かつ、一緒に育ちたいなと思っております。それは職員も一緒ですので、どうぞよろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。何か私ばかりしゃべって。では、済みません。よろしく願います。どうもありがとうございました。

事務局　どうもありがとうございました。やはり懇談会を始めると、どうしてもこうやって最後のほうがだんだん盛り上がるのでございますけれども（笑）

本日の議事に入ります前に、5分ほど休憩し、55分に議事に入らせていただきますので、5分休憩をたらせていただきます。

（休 憩）

事務局　それでは、本日の後半で、議事に入ります前に、まず区の職員を紹介したいと思います。

私、4月1日からこちらの地域調整課長になりました河原でございます。事務局を承っております。よろしくお願いいたします。

そして、先ほど中山区長の隣に座ってございました地域文化部長の野口でございます。

野口部長 野口です。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、私を初め、事務局をご紹介させていただきます。課長を初め、コミュニティ係が担当してございますけれども、まず寺尾主査でございます。

寺尾主査 寺尾です。今年で3年目になります。引き続きよろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、梅本主事でございます。

梅本主事 梅本です。引き続き担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、鈴木浩司主事でございます。

鈴木(浩)主事 鈴木浩司です。4月から担当することになりました。よろしくお願いいたします。

事務局 そして、昨年度まで担当してございましたやはり鈴木でございますけれども、鈴木彩香主事でございます。

鈴木(彩)主事 昨年1年間どうもありがとうございました。

事務局 同じ課にはおりますけれども、事務分担がかわりましたので、ごあいさつさせていただきます。

以上です。このような体制で事務局を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、座長の選出でございますけれども、この支援会議の要綱で、座長は委員の互選となっております。委員の中から座長を選んでいただくこととなりますが、いかがいたしましょう。

宇都木委員 メンバーが変わらないのだから、久塚先生が、完結するまで、来年の分まで予約してもらって、ずっと終わるまで委員長さんになってもらうというふうにしてもらったらいかがですか。

事務局 久塚先生をご推薦のご意見がございましたけれども、皆様、いかがでございましょう。

(拍手)

事務局 全会一致のご推薦でございますので、恐縮ですが、久塚先生、座長に就

任のほど、よろしく願いいたします。

久塚座長 では、進行役をさせていただきます。司会進行ということで事務局と事前に議事を整理しながら皆さん方にご意見をまとめさせていただく役を、完成までじゃなくて、とりあえず今年度はさせていただくということで、私のほうで進めさせていただきます。ご協力よろしく願いします。

事務局から議長役を譲っていただくということでよろしいですか。

事務局 そうですね。座長にご就任いただきましたので、続きましては座長のほうに進行を任せたいと思います。

久塚座長 今日の議事は、座長選任の後に代行選任ということでございます。私はいつも元気でいつも新宿区にいるわけじゃなくて、たまには病気をすることもありますので、そのときには代行は必ず必要になってきます。宇都木さんをお願いしたいのですけれども、完成するまで代行をお願いするわけにいきませんから（笑）私と同じように、今年度の代行を宇都木委員をお願いいたします。よろしく願いします。今まで代行をお願いして一度も代行が議事を進行したことがないので、今年、私は1回ぐらい久々に病気をしてみようかな、というふうに考えております。そのときは、宇都木さんに皆さんご協力をよろしく願いいたします。

時間があまりないので進めたいと思います。

今日は、お手元にあるものからいくと、第1回目なのですけれども、議事としては、18年度の協働支援会議の審議事項と、協働推進基金のNPO活動資金助成、それから提案制度の要綱・様式の検討が主なものなんですけれども、少し量は多く見えますが、大きな議論になるものはあまりないというふうに考えられます。その分、今年度残った8回までのものは、実務を含めて非常に多くの議論をしなければいけないものになっていて、早く終われるときにはできるだけ早く終わることにして、延ばさなきゃいけないときにはちゃんと働いていただくという方針ですから。今日は、事務局によれば、先ほどちょっとお話ししたら、「4時半ぐらいですかね」と寺尾さんが言っていましたが、私の意図としては4時には終わってしまうぐらいの勢いでいきたいと思いますが、それでよろしいですか。

では、第1ですけれども、まず、事務局から配られている資料が手元にあるかどうかちょっと確認をしてもらいましょう。

事務局 それでは、事務局のほうから資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、資料1ですが、「平成18年度協働支援会議開催予定表」、続きまして、資料2 -

1と枝番が振ってありますけれども、「平成18年度『協働推進基金』NPO活動資金助成実施要領」で、1枚めくっていただきますと、その後ろに「採点表」として資料2-2というものがあるかと思います。以上が資料2になります。

続きまして、資料3、左側をホッチキスでとめてあるもので、「新宿区協働事業提案制度実施要綱(案)」。それと、もう1枚、A4横の1枚もので、同じく左上に資料3というふうに振っていますけれども、「協働事業提案に対する区担当課意見書(修正版)」。

それから、最後になりますけれども、資料4「平成18年度新宿区事業提案募集要領(案)」。
以上、資料4までお手元にございますでしょうか。

それと別に、4月5日の広報誌もお手元にお配りしております。以上が本日の資料です。

久塚座長 ありがとうございます。では、資料1を使う形になりますけれども、18年度の協働支援会議の審議事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。事務局のほうから、協働支援会議の開催予定についてご説明させていただきます。平成18年度協働支援会議につきましては全8回の開催を予定しております。まず1回目、本日になりますけれども、委嘱状交付式は先ほど終了しました。この後、18年度NPO活動資金助成について、それから、18年度協働事業提案制度についてが、第1回目の審議内容になっております

続きまして、第2回協働支援会議。こちらは5月26日を開催予定としておりますけれども、18年度NPO活動資金助成一次書類選考、それから18年度協働事業提案制度についてが第2回の審議事項になっております。

続きまして、第3回協働支援会議になります。現在、6月21日を予定しておりますけれども、18年度NPO活動資金助成二次選考、こちらのほうは公開プレゼンテーション。申請団体の公開プレゼンテーションと、プレゼンテーション終了の後に最終選考を各委員の方にしていただきます。

続きまして、第4回協働支援会議。7月下旬を予定しておりますけれども、平成18年度からスタートする事業提案制度の一次書類選考を予定しております。

続きまして、第5回協働支援会議。9月中旬を予定しておりますけれども、18年度協働事業提案制度二次選考、こちらのほうも公開プレゼンテーションで、各申請団体がプレゼンテーションした後に実施団体を選考していただくという流れで考えております。

第6回協働支援会議になりますけれども、10月上旬、こちらにおいては、昨年度から検討されてきました協働事業評価制度に基づいて、平成17年度の各事業課の事業から選

考した事業につきまして事業評価を実施していただくということで考えております。それと、もう一つの議題が18年度協働事業提案選考結果の報告書の作成、区長に提言していただく報告書の作成をしていただきます。

続きまして、第7回協働支援会議になりますけれども、10月下旬になります。18年度協働事業提案制度の選考結果報告及び17年度各課協働事業の評価を行っていただきます。

それから、最終、第8回協働支援会議になりますけれども、こちらのほうは、各課協働事業評価書の作成及び19年度の協働支援会議の開催に向けてということで、19年度の検討事案についてご審議いただきます。

以上、全8回を予定しております。

以上です。

久塚座長 こうみると、中身については大体、皆さん方ご存じのことが多いと思いますけれども、具体的な作業が次回からもう既に入ってくる中で、2時間ぐらいの会議で終わることができるのは本日ぐらいで、次回以降はかなり詰まった形で作業をしていただくことも含めながら、先ほど区長との懇談の中であったように、具体的な作業の中に市民自治というようなことをどう盛り込んでいくのかというようなことを念頭に置いて議論し、結論を出していくというようなことも多分必要になってくると思いますので、かなりしんどい作業が2回目以降から出てくるのだろうと考えております。このような進め方で今年度進めますけれども、よろしいでしょうか。

特別にほかに議題というようなこと、その都度、もし議題といいますか、検討要件等のことが出てくれば、この会議の中で議論していくということももちろん可能ですので、手持ちのこういう幾つかの作業以外に、評価の問題で新たにこういうことを検討をしたらどうかということが出てきたら、その都度、新たなものとして加えていきたいというふうに考えています。よろしいですか。

では、資料2を使って、「NPO活動資金助成実施要領」について事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、「平成18年度『協働推進基金』NPO活動資金助成実施要領」についてご説明させていただきます。

平成18年度のNPO活動資金助成につきましては、内容は、昨年度と同様な形態で助成をやっていきたいと考えております。

まず1番目、「助成の基本方針」としましては、昨年度と同様、区が抱えるこの4つの課題の解決に向けた事業であるということを方針の第1番に挙げております。としまして、NPOが持つ先駆性・専門性を生かした自主的に行う事業活動であること。、助成により新たな事業のスタート、または継続的事业のステップアップにつながること。、多くの区民の社会貢献活動の啓発に資すること。基本方針としましては、この4点で昨年度と同様に進めていきたいというふうに考えております。

次に、「助成申請の募集期間」ですが、こちらのほう、先ほどお配りした広報誌のほうに掲載されておりますけれども、4月17日から5月12日までを募集期間としたいと思っています。

それから、助成規模ですけれども、こちらにおきましても、昨年度同様、助成総額200万円とさせていただきたいと思っています。

「助成対象」ですが、新宿区に登録したNPO法人で、区民を対象とした特定非営利活動促進法という特定非営利活動にかかわる事業を対象とします。

5番目として、「助成額等」ですけれども、年間30万円かつ助成対象事業費総額の2分の1を限度として、区の会計年度、4月から翌年3月末になりますけれども、その範囲内に1事業といたします。

続きまして、裏面のほうに移らせていただきます。

「申請方法」ですが、募集期間内に「協働推進基金助成金申請書」に必要事項を記載し、区役所本庁1階地域文化部地域調整課コミュニティ係まで直接持参し提出していただきます。郵送等による申請の受け付けはいたしておりません。

「助成事業の実施時期及び期間」ですが、助成対象事業の実施期間は、助成決定後の事業に限らせていただきます。また、助成決定の日から1年以内に事業が終了するものとさせていただきます。

8番目として、「助成に関する審査基準」ということで、(1)から(7)まで、昨年度と同様な基準で評価していきたいと思っています。

「審査の方法」ですが、一次審査につきましては、協働支援会議委員による書類審査を行います。二次審査につきましては、公開プレゼンテーションを行いまして、協働支援会議委員の審査によって助成団体を決定していただくということで考えております。

今後のスケジュールについてご説明させていただきます。4月12日、来週になりますけれども、説明会の開催をいたします。この説明会は、助成の説明会に限らず、新宿に登

録する場合の説明もあわせて実施する予定です。助成申請期間ですが、4月17日から5月12日まで、5月26日は第2回協働支援会議の開催日になりますけれども、この日に書類選考をしていただきます。6月21日を予定しておりますが、公開プレゼンテーションにより二次選考をさせていただきます。6月下旬に助成団体を決定いたしまして、7月上旬には助成金を交付するという予定で進めていきたいと思っています。

それから、あわせまして資料2-2につきましてご説明させていただきます。

こちらのフォーマットですが、昨年度と同じ様式になっています。先ほど申し上げた7つの審査基準に基づいて得点を配分しております。(1)から(3)までが10点、(4)から(7)までが5点ということで、総合計点50点満点で評価していただきます。原則的には、得点の高いものから選考していきたいと。助成額、申請額等の関係で若干の微調整はございますが、得点の高いものから原則的に助成団体に選定していきたいと考えております。

それから、今回、助成総額200万円というお話をさせていただきましたけれども、昨年度3月末日までの寄附金総額につきましてお話しさせていただきます。17年度の寄附金総額3月末締めで209万8,417円の寄附金がございました。したがって、19年度実施分につきましても、現在の段階で200万の助成金が交付できます。今年度の寄附金の額によりましては、当初目標としておりました総額300万円、1団体1事業50万円の助成申請ができるような形で19年度は実施したいと事務局では考えております。以上です。

久塚座長 ファンドということと、その枠組みということになっていますけれども、まずはスケジュールまで含めて、その手続。細かいことについてはまた議論しなければいけないことは幾つかありますけれども、今、事務局からの説明にあった助成の基本方針、それからスケジュールですね。それから、昨年度と同じ形での一次審査の審査選考用の採点基準。7つの項目に10点と5点、合計50点ということになっているものについての説明があったのですけれども、このような形でまず枠組みをつくって実施するということがいいですか。

伊藤(清)委員 今、事務局から案が出たのですけれども、このうち1番の ですね。課題が4つあるのですけれども、この 、 、 、 以外のものは出てくる可能性もあるのだけれども、そこで排除をしちゃうという考えですか。

事務局 この4つの課題について、昨年度、課題を提案したときにも議論になったので

すが、非常に広い抽象的な課題になっております。したがって、私ども事務局としましても、全く外れてしまうものは除外ということになりますけれども、広い視野でこの課題4つに適合していればよいと考えていきたいと思っています。

久塚座長 昨年もそのように考えてきたし、議論も少しあったので、今年も確認の意味での伊藤委員の発言だったと思うのですが、制限的にこれを狭く理解して、事前に排除するというのではなしに、新宿区が取り組むべき課題が課題 から までの中にある程度入っているということを前提としながら考えていきたいということです。明らかに遠くに行ってしまうというものについては、各委員との議論の結果ですけれども、対象外というふうになることもあるかと思えます。事務局で整理する際に、これは から に入らないからアウトだよということで、委員の前に出てこないということはありません。よろしいですか。

では、そのほかに留意事項が幾つかあるのですけれども、その点について指定されているのが、あるいは寄附をこういう目的に使ってほしいというようなことなどを含めて、幾つか検討を要するようなことがありますので、事務局、お願いします。

事務局 昨年度までは、特に団体指定の寄附金とか、ある程度の規模の金額の分野指定の寄附金がございましたので、審査の際、特に留意する必要がなかったのですが、18年度につきましては、登録団体であるテラ・ガーデン、みんなのおうち、それと、昨年の助成事業でもありますけれども、ホロコースト教育資料センター、以上3団体につきましては団体指定の寄附金がございます。これにつきましては、各団体について団体指定の寄附金がある旨周知しまして、助成申請をしていただくように依頼します。各委員に申請があった書類を送付するときには、その団体及びその団体指定の寄附金額を表示した上で各委員には提出書類については送付させていただきたいと思えます。

団体指定の寄附金につきましては、審査に当たっては寄附者の意向を十分尊重することが規則の規定になっておりますので、その点、各委員にはご配慮をお願いします。ただし、必ずしもその団体に寄附をするとは限りませんということもあわせて規則の中にはうたっておりますので、最大限尊重していただくということをお願いいたします。

それからもう1つ、分野指定の寄附金がございます。分野としましては、環境分野ということで、今年度においては30万円というまとまった金額の寄附金ございました。したがって、その環境分野で出された助成申請についても寄附者の意向を尊重するというご配慮いただきたいと思います。当初、ある一定額の分野指定の寄附金があった

場合については、募集する時点で公にする、広報等で周知するというお話をさせていただきましたが、この分野指定の寄附金が入金の確認がとれたのは4月以降であったため、そういう広報等の周知ができませんでした。したがって、12日の説明会でその内容についてはご説明すると同時に、もし仮に対象とする分野の助成申請がなかったような場合につきましては、翌年度改めて環境分野の枠を公表した上で、19年度については募集を実施したいと考えております。

それから、18年度の資金の一次審査について、あわせて若干補足して説明させていただきますけれども……。

久塚座長 そこまで金額を合わせて209万幾らということ？

事務局 そうですね。この金額も合わせて総額が209万円ということですよ。

久塚座長 ですから、団体指定と分野指定を除くと、プレゼンテーションしてもらっている分野で上限枠を設けて、活動助成金としてお渡しできるというか、活用していただく金額は少し落ちてくるという理解でいいのですか。

事務局 そうです。当然、団体指定があった団体についてもプレゼンテーションを実施して、その内容については評価していただくということになりますけれども、全く指定のない寄附金という意味では、それを差し引いた金額になります。

宇都木委員 ちょっといいですか。団体を指定した寄附金というのは、寄附したところがその団体に直接寄附しないで、ここに入れて、ここからやってくれというのは、何か意味があるのですか。

事務局 一番は、寄附金の税額控除の関係がございます。また、私どもは各団体の事業内容等をホームページで公表しております。したがって、その内容の趣旨に賛同していただいて、区に直接、その団体とは全く関係ない方がその団体を指定して新宿区に寄附いただいたという事案もございます。

久塚座長 どういう経緯でテラ・ガーデンなどの活動をお知りになったかというのは、これは私どもにはわかりませんが、新宿区の広報などを通じて関心を持ったのであれば、こちらを経由するようなこともあるということですね。

宇都木委員 問題は、何も問題がなくて、その対象団体になればいいけれども、対象団体にならない場合は、その指定した団体の寄附金もそこで消えちゃうわけでしょう？

事務局 はい。

宇都木委員 そうすると、寄附を申し出た人たちの意図が通じないじゃない、それじゃ。

何でもいいから使ってくださいじゃなくて、その団体に特定してやるのだったら、それはもう一遍、その団体に「対象にならなかったけれども、どうしますか」と聞いて、それでその団体が「じゃあ、直接やりますよ」と言うのなら、それはそれでやってもらうほうがいいだろうけれども。

久塚座長 これはなかなか難しいとは思うのですけれども、引き入れて、そして金庫の中に入るような形になったものも、プレゼンテーションをして、全く無理そうだからという結論を出したときに、先に寄附をしてきた方にお金をお返ししますというの、制度上、なかなか難しいだろうなと思うのが第1点と。

どんなところでも目がけて寄附をされると、トンネル機関みたいに使われると、これはかなりよろしくないというか、何億円かを税との関係でとんでもない機関なんかダイレクトに指定給付みたいなことをやられると、これは、だめなときはだめだと言わざるを得ないような両にらみの難しいところはあるのですよね。

宇都木委員 僕は、そこは額の問題じゃないと思う。

久塚座長 いや、額の問題と言っているのではなくて……。

宇都木委員 この制度は公開でやる以上は、どの団体に使ってもいいというのが原則にならないと、今、先生が言われるように、何かトンネルになっちゃったら……。

久塚座長 もちろん、それに使われないようにさまざまな様式があつて。ただ、公開でプレゼンテーションしたところが、指定されていたそういう団体が、点数をこちらがつけるに当たって、あまりにもというときには、私たちは指定されたからそのままお金を出しましょうという立場に立ちましょうか、どうしましょうかというところで悩んだわけですよ。だから、宇都木さんがもしそういう団体を見たときに、「だけど、指定されているからあげていいのでは？」という意見を持っていると同時に、「やはりそういうところにはあげなくていいのでは？」というご意見もあると思うのです。そのときに具体的にどうしようかと。だから、規則というか、あれには両方書いてあるのですよね。プレゼンテーションしてもらおうということと、渡らないこともあるということを寄附者のほうにも事前に言っておくということで、もうちょっといい制度が将来的にできればということですね……。今年というか、本年度適用されているというか、施行されているのはそのようなものであるということなのですけれども、ご意見ありますか。

伊藤（清）委員 本当だったら、直接行ってもいいお金なのですね。それがこっちへ通ってくるということは、そこにさっき言ったような節税じゃないけれども、そういう問題

が絡んでくる意味だけなのですよ。

事務局 寄附金の額等にもありますけれども、これは杉並区が一番初めに立ち上げた制度なのですけれども、まずこの制度が立ち上がったときに、かなり税務当局とやりとりがありました。税務当局は、そのお金がストレートにその団体にいくような形であれば、それは認めませんよという話をしております。したがって、その意思については最大限尊重するけれども、当然に、その団体に渡りますということではありません。寄附者の意に反する場合もあり得ますということを事前に寄附者に説明して、それでも直接ではなくて新宿に寄附したいという方は新宿に寄附をいただいているということです。

久塚座長 団体指定で指定しているけれども、寄附の先はここだという形になっているわけですよ。だから、直接その指定先に、AというNPOに寄附をしたいということであれば、即それをやってくださいということで、こちらは関与しないということではあり得ない。

伊藤（清）委員 けど、金額は上乘せされるわけじゃない。だから、別に全体の中で10万といたって、その中にそれが含まれているだけで、別に、そこを見ると何でもないので。指定というのはとれないのだけれどもね。上乘せされていればいかかかなと思うけれども。

久塚座長 奨学金なんかでもなかなか難しいところがあって、経済的に大変な人を対象にしている場合もあるし、お勉強がある程度できるということで対象とする場合もある。ただ、委員会としては1つの結論を出さざるを得ないというときに、やはり苦労しているのです。一度受け持ったところが主体的に決めるということをしきりに握っていることが多分いいのだらうとは思いますが、そうはいても、寄附者の意図を反映しないわけにはいかないので、そのちょうど間ぐらいをねらって、どっちつかずの話になったんだろうと思います。

宇都木委員 何も問題なければいいのしょうけれども、もうだめとなったときに、だめとなった理由と、ほかに使わせてもらいましたということと、両方説明しなきゃいけないですね。

久塚座長 だから、この3団体には頑張ってプレゼンテーションしてもらわなきゃ(笑)、書類もしっかり書いてもらわなきゃ。

宇都木委員 プレゼンテーションの対象にならないところだってあるわけだからね。理的に言えば。

小原委員 2分の1を限度となっているじゃないですか。自分のところが例えば指定されていて、結構な金額があるけれども、2分の1しかだめだから、例えば30万円もらうには、60万円支出しなきゃいけないで……。

宇都木委員 60万以上ですね。

小原委員 そうですね。だから、体力の弱いところは何か負担になってしまうので一定の金額とかでとめておくわけにいかないのですかね。何かややこしくなる。

久塚座長 ここは、例えばこの団体指定も、考え方はそういう考え方ですよ。結論を出すに当たってはいろいろ議論あるでしょうけど、例えば18万円だったら、残りの12万円の部分がどうなるのかというような細かい話は多分出てくるのだろうと思うんですね。

宇都木委員 これ、簡単な話が、上限30万円よりも総額が低いやつがある。20万円しか事業費がなくて、それでそれに対して助成をお願いしますと言えば、それは目いっぱい20万円だよ。けど、20万円がいいのかといたら、20万円ということはないだろう。だから、どっちかという、上限設定30万円を超えないように2分の1というのはついているので。

伊藤（清）委員 42の団体にはとりあえず交付されているけれども、この3つ、もしもの話ですけれども、助成申請してこないという可能性もあるわけですよ。

事務局 そうですね。はい。

伊藤（清）委員 その前に、例えばこの3団体に対しては、指定がありますからと、それを言うのか言わないのかという問題もあると。

事務局 それについては、昨年度の支援会議の中で、そういう団体指定があった場合についてはそれは周知することになっております。

伊藤（清）委員 知らせると。ぜひ出してくださいと。

事務局 そういう団体指定がありましたということで周知しております。

宇都木委員 そこが辞退するのだったらしょうがないと。

久塚座長 限度を決めると、活動やプレゼンテーションが自由じゃないというのは。

宇都木委員 全部見てからもう一遍議論しましょう。

久塚座長 1回目だけはちゃんと2時間で終わろうと言っていたのが……。

あと、この環境については、先ほど寺尾さんのほうから説明があったように、必ず1つか2つか出てくるとは思うのですけれども、もしなかったときの扱い方というのは、先ほど事務局が言ったような案で、そのときに考えるというふうにしたいと思います。

宇都木委員 額は幾らですか。

事務局 環境分野、30万円いただいています。

伊藤(清)委員 環境というと広いから何でもあるよね。

久塚座長 自然環境から社会環境、住環境も。

あと、書類選考について、それから要綱のほうに流れていくので、様式まで含めて、寺尾さん、よろしくをお願いします。

事務局 はい。

事務局 NPO活動資金助成一次審査のスケジュールについてちょっとご説明させていただいていいでしょうか。

久塚座長 はい、お願いします。

事務局 先ほど要領にお示ししたとおり、助成申請期間が4月17日から5月12日になっております。事務局のほうで12日の受け付け終了後、速やかに取りまとめたものを各委員に送付させていただきます。その際に、先ほど申し上げたとおり、団体指定や分野指定のことも記入して別紙でお送りさせていただきます。で、5月26日の第2回支援会議の中では、既に評価点を集計したものを各委員の皆様にはお示しさせていただきたいというふうに思っていますので、評価点の採点表の返送日につきましては、5月23日を締め切り日ということをお願いしたいと思っております。

もう1点なのですが、今年度の助成総額が200万円ということですので、昨年度同様、一次選考、二次プレゼンを実施する団体数につきましては、15団体程度にしたいと。昨年度の実績を申し上げますと、17団体の助成申請がありまして、プレゼンテーションが実施された団体が15団体、助成決定した団体が10団体ということになっております。申請件数につきましては、何団体出るかまだわかりませんが、現在の電話等の問い合わせ等、説明会の参加者については事前に連絡くださいという話をしておりますが、昨年度より若干多くなるのかなというのが事務局の印象です。ただ、プレゼン実施の時間が半日という時間で行うということから、一次選考団体については15団体程度ということと考えております。

以上です。

久塚座長 昨年度と同じぐらい、第1段階で15団体ぐらいを書類選考して、そしてプレゼンテーションをしていただく。それから、1団体どのぐらいの時間でやったのでしたっけ？

事務局 昨年度は7分で、質疑応答が5分ということでやっております。

久塚座長 で、公開でプレゼンテーションをして、そして、その後の結論を審議するのは非公開であるというやり方を昨年やっておりますが、配分できる時間などを考えて、団体はこのぐらいの数に絞り込んでどうかということを考えております。ほぼ同じということですが、よろしいですかね。

委員一同 はい。

久塚座長 では、その先ですけれども、今度は協働事業提案制度のほうに移ります。制度の要綱と様式の案が資料3以下で確認できますけれどもその点、事務局よろしく願います。

事務局 それでは、資料3「協働事業提案制度実施要綱(案)」並びに各様式についてご説明させていただきます。今回お示した要綱ですが、基本的な部分につきましては、事前に昨年度お渡しした要綱とほぼ同じ内容になっています。全般的な部分につきましては、要綱の文言整理、主に言葉遣い、その辺を統一させていただいた点がございます。

例えば、第1条の2行目になりますけれども、「地域の課題や区民ニーズへの対応に必要な事業」といったものを「協働事業」という言葉で以降置きかえますとか、それから、協働事業提案については、以下、「事業提案」という言葉で統一しますとか、そういった言葉遣いの統一をさせていただいたのが1点。それと、以前お示した要綱よりも簡素化しています。というのは、変動の可能性があるものにつきましては、要綱から削除して要領に落としているものがございます。例えば、一次審査、二次審査の手法につきましては、要綱の中にうたっていたわけですが、今回の要綱につきましては、一次審査、二次審査については要綱で規定をしておりますけれども、そのやり方とか具体的な内容については要領に落としております。そういったことが全般的にわたって修正された点です。

続きまして、各条文で変更点についてご説明させていただきます。

まず、第11条の1項になりますけれども、前回までは事務局案としましては、1実施団体300万円を上限で10事業程度を予定しておりますというご説明をさせていただいていましたが、今現在まだ財政当局と調整中ですけれども、現状におきましては、やはり300万円ですと十分な事業が実施できないだろうという意見がありました。そういうことを踏まえまして、1事業上限額を500万円ということで設定しました。要綱の中では、実施団体数については示されておきませんが、5～6事業というふうに事務局では考えています。

フレームについては、前回同様、3,000万円程度のフレームということで、金額と団体数で調整していきたいと思っています。

ここが変更点の1点目です。

それから、次に、2点目としまして、以前の要綱の中では、他からの補助金の交付がある場合については提案事業の申請の対象外ということを決めていました。これにつきましては、他から補助金の交付があることをもって門前払いするというのは好ましくないのではないかとということで、その辺は審査の段階で評価すればいいのではないかとということで、「他の補助金の交付がある場合の取り扱いについて排除する」というものを要綱から削除いたしました。

それから、あわせて、前回議論があったところとしまして、第11条2項のところになります。人件費の取り扱い。前回お示した要綱の中では、その実施事業に直接かわる事業の人件費も除くというふうに要綱上読み取れてしまうというご指摘がございましたので、「人件費」の後ろに括弧書きで、第11条2項になりますけれども、「実施決定協働事業に直接かわる人件費は除く」という形でただし書きを付記いたしました。

それから、最後に、第14条の規定になりますが、こちらの実績報告のところですが。前回の要綱の中では、協働事業収支決算書と協働事業結果報告書、いずれも同じ日にちを提出期限という形で決めていたのですが、収支決算書と事業結果報告書の期間をそれぞれ別にいたしました。結果報告書につきましては、各団体がある程度評価なりをするまでに相当期間を要するというので、収支決算書につきましては30日以内、結果報告書については60日という形で期間の変更をしております。

要綱についての主な変更点につきましては以上です。

久塚座長 様式の前ですけれども、いくつかの変更点、事務局から説明があったとおりで、少し議論があったところも中に入っていますし、新宿区の中での議論を反映したものもありますけれども、言葉、全体的な意味でこういう事業というのを「協働事業」と言う。逆にいえば、「協働事業」というのをこういうふうに言うということで、以下、長い文言を使わない形で表現をするということなど、それから、300万円を500万円にする。それから、人件費について、結論からいうと文章表現の問題だったのですけれども、誤解がないような文章表現、文案をつくっていただくということだったので、このようにした。それから、第14条にあるように、成果物、あるいは決算書などですけれども、これについては30日・30日じゃなくて、30日・60日という形にしてはどうかというの

が案です。

要綱（案）についてご意見ありますか。一步前進したなとは思いますが。

あわせて、様式に入っていったよろしいですか。

宇都木委員 提案する団体の定義は前のほうであったよね。それと、この第4条の「区長は、『NPOの自由な発想による……』』というのは、いわゆる市民活動団体をNPOというふうに読み取っていいわけね。

事務局 そうです。

宇都木委員 NPO法人じゃなくてね

事務局 はい。広くNPO。例えば町会なども、あるいは地区協議会、そういったものも事業提案の申請団体という範囲で見えています。

久塚座長 審査のときに上がってきたとき、その提案のときに、提案されて動き出していくときに議論になることもあるかもしれませんが、できるだけ広くとらえて、そして審査や審議の中で当委員会としての結論を得ていくという方向のほうがよろしいのでしょうか。ということで、こうさせていただいたようですね。

では、様式のほうを。

事務局 続きまして、様式についてご説明させていただきます。前回、支援会議の中で第1号様式から第4号様式までお示しさせていただいております。その中の第2号様式を除く様式については特にご意見がなかったところがございますが、第2号様式については、その審査基準とその企画書がマッチしたような形に変更したほうが良いというご意見がございました。そういったことで、できるだけ審査基準と企画書の様式が合うような形に様式を変更しております。

第2号様式というところは、新・旧という形で見開きにさせていただきました。右が旧様式、左側が新様式です。どこが変わったかという、始めの2つ目「提案事業の目的」までは前様式と一緒です。3つ目のところですね。そちらのほうは、評価基準で言いますと、地域課題、社会的課題、ニーズ性という評価基準がございますけれども、そこにあったような形の項目を持ってきました。それに伴って、「提案事業の内容と実施方法」につきましては一段下げて、その下に「区の役割・責任分担」、最後から2段目に「協働の必要性」ということで、括弧書きで「協働事業の効果・利点も含む」という形で、「協働の必要性」までは項目を基準とマッチした形で引き直しております。

基準においては、事業の実現性というところで企画力・実現性・実施能力・継続能力と

いう4つの評価項目があるわけですが、それについては、「NPOの企画検討能力・事業遂行能力」という項目一本にまとめると同時に、その後ろに第4号様式等についております「団体の概要書」といったものをあわせ持って、評価基準の事業の実現性を評価していただきたいと考えております。

それともう1つ、企画書の様式の枚数ですが、A4サイズで5ページ以内という形で、ページの制約を設けさせていただきました。これは、こういった事業提案を先に導入している自治体の例で、企画書が50ページ、60ページに及ぶ場合があるということがありましたので、やはり50ページ、60ページの企画書を委員の方に評価していただくというのはかなり負担が大きいということで、書類上の枚数については一定の制約を設けさせていただきました。

様式については以上です。

久塚座長 事業提案企画書ですが、要領(案)の別表の審査の基準、寺尾さんの口頭説明だと、審査の基準ということですので、皆さん方が覚えておられると思うのですが、鈴木さんのご発言だったですね。その基準と企画書がずれていたら、企画書の中に審査の基準が当てはまらないじゃないかというご意見が前回あって、それを反映させる形で提案企画書をつくり直していくということです。そういうことからいえば、要領の最後のページについた、前回ご審議いただいた審査の基準というものが反映される形で提案企画書というものがつくられたというのが事務局の説明ということになります。よろしいですか。

事務局 1点つけ加えさせていただいていいでしょうか。

それと、本日、同じく資料3という番号を振って、A4横の様式、「協働事業提案に対する区担当課意見書(修正版)」というものもお示しさせていただいています。その中で、企画力の四角の中の項目ですが、予算見積もりの点。これが、一番冒頭に、あたかもこれが中心的な評価基準のように読み取れてしまうというご指摘がありまして、若干その文言も修正させていただいていますので、そこもあわせてご審議いただければと思っています。

以上です。

久塚座長 議論の中では、いきなりこういう団体だとか、こういう企画ということがあり得ないので、それに向かって育てていくことも大事だよねという動きがあったと思うのですが、もちろん、それに向かってということですから、形式的に議論するだけでなく、NPOなど、あるいは事業を育てるという形で審査をしていくことが多分重要に

なってくるんだろうと。

要領のほうは、寺尾さん、いいですか。あわせて……。

事務局 あわせて要領を。はい、わかりました。

久塚座長 先ほど審査の基準があわせて出てきたので、要領を。

事務局 それでは、資料4になりますが、「平成18年度新宿区事業提案募集要領」のご説明をさせていただきます。

内容につきましては、ほぼ要綱の内容に沿った形で書かれております。ここでは、先ほど要綱の中では「NPO」という言葉を持ってきておりましたが、それがわかりやすいように「市民活動団体（以下『NPO』という。）」という形で要領の中では説明しております。

それともう1つ、1行追加した文言としまして、「なお書き」以下、「なお、この制度は選定された事業を区の事業としてNPOと区が協働して実施するものです」ということで、区の事業であるということを明確化しました。

それから、募集期間につきましては、当初ご説明したとおり、6月1日から6月30日を予定しています。括弧書きで「郵送不可」という形にさせていただきました。というのは、内容を受けるときに、若干のヒアリング等が必要になるだろうということで、直接窓口のほうに持参いただきたいと思います。

提案募集の内容については、NPOの自由な発想による事業、区からの課題に対して提起する事業ということで募集の内容は2種類とさせていただきました。

募集の件数につきましては、特に要領の中では触れませんでした。

それから、要綱の中にも定めてあるとおり、上限額、それから、どういうものが費用になるかというものも要綱どおりに記載させていただいております。要綱の中にも入っておりますけれども、一番下段3行、「また」以下、「協働事業の実施にあたり区が負担した額については、協働事業実施団体が事業終了後、残余金を生じたときは、区は協働事業実施団体に対して返還を求める場合があります」という注意書きを書かせていただきました。

それから、「協働事業の実施年度」のところですが、これも当初案どおりですが、「なお書き」以下、「事業の実施は予算が成立することを条件とします」ということを明確に要領の中に入れさせていただきました。

「応募資格」、それから「提案できる対象事業」については、当初案どおりです。

それから、「提出書類」についてなんですが、先ほどお示しした第1号様式から第4号様

式、それ以外に「団体の定款、規約・会則等」、それから、「役員、会員名簿」「前年度活動報告書」「前年度収支計算書」という形で提出書類を定めております。「なお書き」以下、「新宿の登録しているNPO法人につきましては、(3)から(7)の書類は提出不要」とさせていただきます。これは、登録するときに既に提出していただいているということと、年1回の報告義務があるということから、提出書類から除外するというようにさせていただきます。

それから、3ページになりますけれども、「審査等」。こちらのほうで、要綱に触れていない部分も付記させております。どういう形で審査が行われるのかということと、その協働事業の実施中、実施後において、事業実施団体と区並びに第三者機関として「新宿区協働支援会議」の三者により、別に定める「協働事業評価制度」により、成果の分析、評価を行うものとするというものも入れさせていただきました。

それ以降については、要綱記載と同じです。

続きまして、4ページ以下、スケジュールについてなんですが、これにつきましても、前回、間で修正案をお示しさせていただいていますが、ほぼその形に沿っております。ただし、1点だけ、「選考結果を区長に報告」というところがあります。上の四角から数えて6つ目ですね。これが当初11月下旬というふうになっていたのですが、各事業課の予算要求等を考慮しますと、報告時期については10月下旬じゃないと間に合わないということから、「選考結果を区長に報告」というところを10月下旬に変更しております。これにあわせて、冒頭で説明した支援会議の回数・開催日等につきましても設定しているということになっております。

以上です。

久塚座長 要綱と重なっている部分もありますけれども、このような実施要領で実施をするということですが、何かご質問なりご意見なりございますか。

宇都木委員 指定管理者制度のことをやっていて気がついたのですが、単独NPOじゃなくて、複数のNPOないしは企業とNPOが合同してというか一緒になってチームをつくって提案する、そういう事業もあり得るのですね。それ、このとき議論してなかったのではないかと思うけれども。しましたっけ？

事務局 応募資格については、それは明確に触れたほうが良いということで、要領の中の「応募資格」、1行目、「NPO等の非営利な社会貢献活動団体（複数の団体の共同提案も可）」という形で、これは意見を反映した形になっております。

宇都木委員 はい。

久塚座長 企業の形態もいろいろ変わってくる、NPOなども変わってくることも含めて、単発ではあえて協働の趣旨に反することも多いだろうと。一度、細かい議論じゃないけれども、議論はさせていただいています。

宇都木委員 やりましたよね。はい、わかりました。

久塚座長 内容が盛りだくさんで進むのですが、このままの形でずっと永遠にいくわけじゃなくて、常に見直しを迫られる制度なので、制度の導入後どうするかということを含めて、事務局から案をお願いしたいのですが。

事務局 この新宿区協働事業提案制度についてなんですが、今までの区の内部の流れからご説明させていただきますと、現在、5月9日に政策経営会議を予定しております。これは、区長以下、助役等も出席しまして、最終的な事業の実施について決定する機関というふうにご検討いただければと思います。5月9日の政策経営会議を経て具体的に事業実施が決定するということとなります。

その前段についてちょっとご説明しますと、本日4月7日ですが、今回、今日開催の協働支援会議の各意見を反映したものを踏まえまして、4月10日、月曜日になりますけれども、協働主任幹事会というものを開きます。この協働主任幹事会というのは、新宿区でこの協働推進計画とか地域福祉計画、それから社協の計画も含みますけれども、そういう3計画の実施に向けた検討する機関として、社協担当部長、福祉部管理課長、地域調整課長等、管理職の方が構成メンバーになっているのですが、そういう中で事業の実施の基本的な部分について合意をみるということになります。そこで合意を得た後、4月18日になりますけれども、協働主任会議を開催します。これは、区の各部庶務担課長及び各出張所長が構成員になっております。その中で、全庁的なこの制度の周知及び内容について何か疑問点があればご指摘いただくという形になるかと思っております。その意見を踏まえた形で、先ほど申し上げた5月9日の政策経営会議にかけていくこととなります。

それから、今のところ5月中旬に予定していますが、新宿区の各部庶務担課には協働推進委員という係長級職員がいますその者を対象この事業の説明会の開催を、5月中旬に予定しております。最終的に、今のところ6月1日にこの制度の募集をかけるということで、政策経営会議の話は今しましたが、その前段として、政策経営会議に上げるための調整会議というものがございます。これは財政当局も含めた形で審議するわけですが、それについては既に済んでおります。その中で、この制度については、ある一定期間、その制度自

体の仕組み、内容について検討して、そのあり方を見直すような機会を設けるべきではないかという指摘がございました。その話を受けまして、今現在、事務局のほうでは、この制度については18年度募集から3カ年についてはこの形で制度を実施して、3カ年終了後にこの制度を検証し、この制度のあり方等も見直すということで、その事業の実施の中でそういったことも踏まえた形で事業の選定をしたいと考えております。

以上です。

久塚座長 ですから、会議の中でできたこととはいえ、私たち自身が第三者からの評価にさらされたり、制度がそういうふうになるべきなので、3年がいいのか、5年がいいのかはわかりませんが、3年ぐらいをめどとして制度を評価し、そして改めるということがあればもうちょっとちがった姿・形につくりかえていく。委員も変わっていくことになるとは思いますけれども、そういう形で3カ年実施後、制度の評価見直しをやるというふうに説明がありました。それでいいですね。

今までのところでほぼ審議事項、議題、議事が終わったわけですが、全体を通したことで、発言を忘れていたとか、あるいは思い出したということがありましたら、遠慮されないでご発言をお願いします。

では、主に様式や要綱など、制度発足に当たってということを整えていく、事務局に文言の統一を含めてかなりばたばたと、年度末のあたりからずっとやっていただいたので、多分、これを見てもらって大丈夫かと思いますが、そこがあるようなところがないとは限らないので、もしそういうところがありましたら、後日訂正という形になりますけれども、皆さん各委員の、「こことここはこうだけれども、いいの?」という指摘がありましたら、本日じゃなくても結構ですが、ご指摘いただければと思います。

伊藤(圭)委員 話が戻るのですけれども、団体指定があった場合に、例えば団体指定が2万円ぐらいあったとしますよね。そうしますと、その団体がほかの団体に比べて、その団体が30万円の申請をしていた場合に、2万円その指定があることによって、残りの28万円は出すわけですよね。

久塚座長 通った場合はですね。

伊藤(圭)委員 そうすると、指定があるところとないところと比べて、あるところがかなり有利ということになるのでしょうか。

久塚座長 丸々とうらないからということですか。有利というのは。

伊藤(圭)委員 審査に通りやすいということになるのでは。

事務局 規定の決まりとしては、その寄附金については最大限尊重するという話なので、例えば30万円の募集があっても、5万円の寄附があったからといって30万円認めるのではなくて、15万円で切っちゃっても構わないわけですよ。ただ、その寄附者の意向は何らかの形で尊重していただきたいと思いますが、必ずその団体に寄附金を指定しなければいけないということではないので、その辺の審査の判断というところでは極めて難しい点はあるかと思います。

久塚座長 利益になるというか、有利なポジションに立つということでは全くないというのが了解されていることだと思います。ただ、指定されたものがあるよということとどまるということです。

委員 わかりました。

久塚座長 だから、実際議論していくときに難しいことは出てくると思いますよ。ある程度の事業規模でやりたいというのに、ちっぽけなお金しかないのだけでも指定があったと。これだけつけてやっても何もできないよ。みたいな話になってくると、回りをつけなくては、なみたいなことが出てくる。ただ、回りをつけなくてはというときには、やはり先に団体指定があったからではなしに、プレゼンテーションなり、あるいは事業なりがすぐれているのでつけなきゃという話に流れていくということですよ。

伊藤(圭)委員 わかりました。

久塚座長 いいですね。そうしないと、おかしいことが幾らでもでてきてしまう。少額の指定給付をもらうことによって誘導するということが起こりかねないので、それはなし。だれがどのような質問をどこからかけてきても、きちんと答えられる透明性は持っていかなきゃいかんと思いますね。

小原委員 指摘ではないのですが、ここで思ったことを一言言わせていただきたいんですが。いろいろ言ったことは直していただいて、だいぶいい案になってきたとは思いますが、1つ残念なのは、いろいろな会議を踏まえた上でないと募集がかけられないことと、10月までに区長に報告しないと来年の予算に入らないというスケジュールもわかるんですが、これに応募するであろう、例えば区民会議をやっている方とか、地区協議会の方とか、大体NPOの方も地元でやっている方はそういうところに今一生懸命入り込んでやっているわけですね。一生懸命協働しようと思って。その人たちが、区民会議の提言が先ほどの話で6月25日なのですね。多分、こういう制度があっても、25日に発表しなきゃいけないので、それどころじゃない状況なんですよ。それから、地区協議会もたしか6月

までに都市マスタープランの何とかというのも提言しなきゃいけないというのがありまして、区の都合もあるのはわかるのですけれども、どういうところに活用してほしかったかという原点に立ち戻って、全体的なスケジュールでもうちょっとやってみよう。つまり、区民会議の最終提言が終わって、10月まで一応その会が今度どういうふうに反映されるかを見守っていく間のところで、こういう制度を使って、じゃあ、この部分は私たちが担おうかという機運が高まったところでこういうのが出てくると、それで行こうみたいなのがあったと思うのですが、そこがちょっともったいなかったなと。やはり、そういう全体的な、ここの計画だけで動いちゃったようなところももったいなかったなと。今後見直していただきたいというふうに思います。

久塚座長 わざわざ説明することじゃないのですが、同じようなことを区でもやっていますというのであれば、組み合わせがうまくいけば予算化まで含めてきちっと流れていくんだろうと思います。事前の説明、それから次年度の区民会議というかそういう流れ、それからこれの広報の仕方を含めて、うまく絡んでいけるようなかたちになれば。もちろん、区民会議というのはこれだけじゃないけれどもね。

事務局 ちょっといいですか。

この制度につきましては、決定した段階でその区民会議なりそういった地区協議会に広く周知していききたいというのを考えております。それとあわせて、この制度自体については、この形で3カ年間やらせていただきます。したがって、継続的にこういった仕組みなり、そういったものを今、地区協議会なり区民会議の方々に考えていただいて、次年度以降そういった報告提案ができるようにぜひまとめていただきたいと。

これはちょっと、個人的な見解が入りますけれども、地区協議会とそのNPOが協働して提案、そういったものが出てくると、非常に広がる制度かなというふうに思っております。

以上です。

宇都木委員 3年といっても、理論上5年かかる。まあ、実際にはなかなか実際には難しい面もある。

久塚座長 考えるだけで……（笑）

宇都木委員 そうじゃなくて、今、小原さんが言われたことはよくわかるけれども、じゃあ、そういうものを本当にみんなが同じタイミングでやったらどこまでできるのだろうか、これもまた難しいよね。実際はね。だから、そういうものを私たちのほうから積極的

に活用して広めていくことが次のことにかかわってくると思うから、できるところはやっていけばいいんで、議論が違ふと思うのだよね。多分、区民会議でやっている議論と、この提案制度だとかというのと、もともとの考え方がね。組み立てがちょっと違っていると思うのですよ。実際には、今言った上限が決まって、件数も決まっているから、どの程度具体化できるところがあるかというのが……。区からもこういうことをこの段階で提案してほしいというのも出てくるし、区民の側は全く無関係に出してくるし。今の区民会議との関係でいうと、区民会議のほうの今の進め方、とりあえずそういうことを念頭に置いてやっているわけじゃないだろうから。ただ、いろんな提案はどんどん出してほしいということをやっているのだから、どこかでぶつかるところは積極的にぶつかってもらえばいいと思うんですね。

伊藤（清）委員 僕らが区民会議の中でみんなに言っていることは、いろんな問題が出てくる。解決しなきゃいけない問題が出てくる。例えば、公園なんかいろいろあるのだけれども、そういう整備だとか、それから、公園の管理だとか、防犯上の問題だとかというの、こういう提案制度の中で事業としてみんなが考えればいいこともあるんじゃないのとか、そういう示唆はするけれども、それを具体的にどう落とし込むかとか、どんな計画にするだとかということは、僕はまだそこまでは言わなけど。そういうふうに、みんなが話している中で、自転車の問題もいろいろあつたりするのだけれども、そういうのも自分たちの中でこうすればいいのではないのということを考えてやっていけばいいのでは。

久塚座長 そこで、伊藤さんのそういう発言やアドバイスを聞いて、乗っかってやる人と、そのまま通り抜けちゃう人というのが出てくるんだよ。

これは以前から言われているけれども、会計年度だとか報告書を上げるというのは、お役所だから仕方がないと言えば仕方がないけれども、複数年にわたって実施するような場合には、単年度、単年度の会計報告でお金を余らせても、翌年度に積極的に使えるような仕組みも。その点については、幅が広がるようになってきたので、これから新宿区でも完全にゼロ円にせず、残ったのは次年度へという話もどんどん積極的に実現できるのではないかなとは思っています。

小原さんのご発言は、柔軟性をどこまで持たせるかということで、事務局のほうも、それと同時に、早目に広報するというのも大事だし、説明会をするということも大事だと。そういうことを含めて確認しておいてください。

宇都木委員 ちょっと意地悪く言うと、それは行政がちゃんとすることも含めて、青写

真を出して、こういう制度があります、こういう制度もありますというのをちゃんと示してやるというのは、縦割りじゃなく、市民側に立った親切な広報だとか制度の紹介だとか。ちょっと意地悪で言うと。この部はそういうことをやるどころだからやるでしょう？

事務局 一応私どものセクションでは、区のそういった助成金関係については、一括して1カ所のホームページでご紹介させていただいて、各課の該当部分へリンクするような形でご紹介させていただいています。社協さんのも一緒にあわせてご紹介させていただいています。

久塚座長 18年度と書いたフロッピーディスクを持っていても、間に合わなかったからといって、19年度を目がけて今からキーボードをたたかかという、実はそうじゃなくて、ぎりぎりにならないと様式集に書き込まないのだよね。だから、やはりNPOにしても、研究所にしても、補助金が欲しいということであれば、乗り遅れた瞬間に次年度の様式の中に書き込むくらいの勢いが欲しいですね。

鈴木委員 頭の中でプランができればいいのかなという話で。

久塚座長 こういうのってダウンロードしてできるわけですか。

事務局 はい、そういう形で出します。

久塚座長 大丈夫だよ。そこまで難しいことではない。昔みたいに手書きだとか切り張りだとかそういうのだと大変になる。昔、文部科学省に出すのは、僕らは大変だったよ。線をうってコピーを小さくして張りつけて、見えないようにきれいにコピーして。今は随分便利になっている。

鈴木委員 それはいつから広報にだされる予定ですか。

久塚座長 広報はいつからですか。

事務局 今のところ、5月中旬以降になろうかと思います。9日に決定しまして、それから最終的な要綱等の詰めをしなければいけませんので、恐らく5月15日号、もしくは25日号のいずれかになろうかと思います。その広報開始後の募集期間中に2回ないし3回ぐらいの説明会を開催したいと思います。それと、それまでにこの募集をするための、この募集要領だけじゃなくて手引もつくらなくてはと思っていますNPO活動資金助成金のほうも申請をするための手引として冊子をつくっておりますので。そういった冊子もそれに間に合わせるように頑張ります。

小原委員 「こういう制度が始まるらしいよ」みたいなのはどうなのですか。

事務局 それはもう言ういただいても差し支えありません。

久塚座長 だって、傍聴に来ている人がいるのだから。

伊藤（清）委員 そうそう、何のために傍聴を……。

事務局 18年度予算議会で基本方針の中でも言っております。

宇都木委員 これ、やることは決まったのだよ。前に。あとは具体的な様式とか…これ、1回議論して、来年度に。だから、予算がついたのだから。もうやりましょうと。

小原委員 一般の人にいつ紹介してくれるのかなと思った……。

久塚座長 もういいよ。友達にはどんどんと。

宇都木委員 みんな紹介してくれるよ。出してくれるのでしょう。さっき言ったように。25日はもう一遍これが出てくるのかな。

事務局 はい、これを議題にしております。

宇都木委員 わかりました。

久塚座長 だから、次は結構盛りだくさんですよ。

事務局 はい。今回はこれの審査の方法とか、具体的な取り組みについて審議していきたいと思います。それとあわせて、一次書類選考が終わった後に、具体的な提案制度の審査の仕方とかについて検討いただきます。

久塚座長 だから、2つですよ。点数化されたもので、15団体に絞るのは、これでいいかという議論と、今言ったのと。

宇都木委員 事前調整をやるわけでしょう？ 主管課と応募したところは。だから、そこが問題なのだよね。本当を言うとね。そこでだめな場合は持ってこなくなる。

久塚座長 だから、それが結局、昨年度やった第三者評価のところ、どっちから見たときにどうだと言ったときに、NPOから見たときに行政がどう見えたということで、やはり第三者がそれに対してはあまりにも行政のほうとマッチがうまくいかなかったということが強く出てくれば、やはり制度自体を手直しする話というのは議題として上がってくるのだろうと思うんですね。

宇都木委員 よっぽどめちゃくちゃじゃない限りは、大体出しておいて、それで一応の審査基準は審査基準としても、予備審査みたいところでやって、これはというのはしようがないとしても、そうでないものは、原則はできるだけ対象にしていく方向で。

久塚座長 内容に入るといって。

宇都木委員 そうしないと、それぞれの担当部局によって物すごく違いが出ちゃうと思うのだよね。優先順位をはなから決めているところは、それを優先して…。例えばこの

何とか課はこれとこれというふうに優先順位を決めて、それ以外はみんな落としちゃうということはあり得ることなので。いい提案があっても、それは今年はだめですというのはあり得ることだから、参画協働という広い視野で物を考えると、あまり絞っちゃってもいけないので、そういうときは予備審査みたいなところをやって、そこに担当課が来て、議論して、できるだけ公開してあげるといことにしないと、だんだん提案しなくなっちゃうよね。するほうは何も関係なくしてくるわけだから。応募資格にこれが該当するよねというので出すわけだからね。

伊藤（清）委員 重要なのは、いろんな課があって、予算をつくっているかどうかは知らんけれども、500万円もつけて5、6団体だったら、全くかかわってこない課もいっぱいあるわけだね。そうすると、次年度に対してそういうところは本当にどうなのだろう、本当に取り入れる気があるのかとか、それが懸念されるようになってくるんだよね。

久塚座長 両方ですよ。やはり宇都木さんが言ったみたいに、出したけれどもだめで、それでやる気をそくというのも問題だし、私たちの目にかからないというか、そもそも姿が見えない形のものというのは議論しづらいことになるので、出てきて消えるというのは「なぜですか」と言えるけれども、そもそも出てきづらいとか、姿が見えないものも……

事務局 提案自体は事業課が受け付けるのではなくて、私どものセクションが受け付けるわけです。

久塚座長 だから、提案が来る前のところでね。

宇都木委員 だから、受け付けして、担当部署に一回、回るわけでしょう？

事務局 回るというか、そこでは審査しないです。

宇都木委員 審査しないけれども、該当しないことが起きることじゃないですか。

事務局 それは各事業課がコメントを書いて、そのコメントを支援会議委員の皆さんと、あと区から入ってくる審査委員で評価するということです。

久塚座長 新宿区のほうではそういうことはないと思いますけれども、何かが協働ということについて誤解とか行き違いがあるのであれば、それがいい方向にいくような形をつくり上げていくということをする方がいいんで。ただ、できるだけ広く流れていくようにするためには、この委員会というのは、やはり広く受けながらも、審査基準をきっちり設けて審査していくという重要な仕事を担うので、今年1年、体に気をつけてよろしく願いいたしたいなと。それで1回ぐらい代行を頼もうかなと。

少し急ぎましたけれども、今日の形式的なことや要件についての議論がほぼ終わりました

た。次回開催は、先ほど事務局からありましたとおり、5月26日の金曜日。何時？

事務局 時間は午後2時からです。場所は、開催通知にもう1回書きますけれども、たしか第3委員会室だったと思います。

久塚座長 ということです。

では、第1回目、少し時間が長くなりましたけれども、ありがとうございました。

事務局 それと1点。基金のほうの助成申請ですけれども、皆さんにそれぞれ申請書をお送りしたときに、その内容について疑義が生じた場合については各団体に直接問い合わせていただいて結構です。前回はそういう形でやりましたけれども、うちが仲介してもいいですし、直接問い合わせていただいても結構です。

久塚座長 それは直接ヒアリングに行ってもいいということだったと思います。

では、終わります。

事務局 ありがとうございました。

了